

原子力発第07039号
平成19年 5月21日

愛媛県知事
加戸守行 殿

四国電力株式会社
取締役社長 常盤百樹

「当社発電設備に係る点検・調査結果を踏まえた今後の具体的な行動計画」
の国への提出について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成19年4月20日付「発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について（注意喚起及び指示）」（平成19・04・18原第42号）において、平成19年4月6日に提出いたしました「当社発電設備に係る点検・調査結果を踏まえた今後の取り組み」に関し今後のスケジュールを含めた具体的な行動計画を定めて報告するよう経済産業大臣より指示を受けておりましたが、このほど、具体的な行動計画をとりまとめ、経済産業大臣に報告いたしましたので、安全協定第10条4項に基づきご報告いたします。

敬 具

当社発電設備に係る点検・調査結果を踏まえた今後の具体的な行動計画 【概要版】

当社は、平成19年3月30日に経済産業省に提出した、「当社発電設備に係る点検・調査結果についての報告書」で示した点検・調査結果を踏まえて、今後の取り組みについてとりまとめ、4月6日に「当社発電設備に係る点検・調査結果を踏まえた今後の取り組みについて」を提出した。
本報告書は、4月6日に提出した報告内容に関し、具体的な行動計画を定め報告を行うようにとの同省からの指示（平成19・04・18原第42号）を受け、実施事項の内容やスケジュール等を明確にし、とりまとめたものである。

1. コンプライアンス意識の一層の定着・浸透

- ① 「よんでんグループ行動憲章」等の周知徹底による法令遵守および企業倫理の徹底を基本とした事業運営の継続

・全従業員に対する「よんでんグループ行動憲章」等の周知・徹底 など

【主管箇所】 経営企画部、総務部

【実施時期】 経営層の巡回（4～6月）、事務局の巡回（10～11月） など

- ② 常設委員会等における継続的対応

・常設のCSR推進会議、コンプライアンス推進委員会において、適宜、社外有識者を加え、コンプライアンス定着・浸透のあり方等につき検討
・コンプライアンス相談窓口等を活用した調査の継続

【主管箇所】 経営企画部、総務部

【実施時期】 CSR推進会議（5月）、コンプライアンス推進委員会（7,12,3月）の開催 など

- ③ 従業員に対する法令遵守や企業倫理の徹底など社会的責任の遂行要請

・全従業員に対する今回の点検・調査結果を踏まえた社長メッセージの発信
・今回の点検・調査結果等の社内新聞への掲載（全従業員、OBに配布）

【主管箇所】 経営企画部、総務部

【実施時期】 社長メッセージ（3月30日）の発信、社内新聞への掲載（4月1日） など

- ④ コンプライアンスに関する教育・研修等の一層の充実

・全従業員を対象としたeラーニングを使った事例研修の継続実施
・日本原子力技術協会が所有するeラーニングを活用した安全文化醸成に係る教育の実施（原子力部門） など

【主管箇所】 経営企画部、原子力部、総務部

【実施時期】 事例研修の実施（4～5月）、社内新聞への掲載（4月1日） など

- ⑤ グループ大でのコンプライアンスの推進

・「よんでんグループコンプライアンス推進協議会」を中心としたコンプライアンスの推進

【主管箇所】 総務部

【実施時期】 推進協議会の開催（5,10月） など

- ⑥ 電力中央研究所等による原子力安全文化に係る組織風土評価の継続実施（原子力部門）

【主管箇所】 原子力部

【実施時期】 組織風土を評価するための意識調査の実施（7～10月） など

2. 「風通しの良い」コミュニケーションの仕組み作り

- ① 対話機会の充実

・定期的なグループディスカッション等を通じた業務上の悩み等を軽減するための対話機会の充実
・不適切事案が確実に報告されるような「言い出す仕組み・環境」の徹底 など

【主管箇所】 経営企画部、水力部、火力部、原子力部

【実施時期】 随時実施

- ② 法務・コンプライアンスに係るサポートの徹底等

・第一線職場への法令・社内規程の解釈等のサポート徹底 など

【主管箇所】 経営企画部、水力部、火力部、原子力部

【実施時期】 随時実施

- ③ 規制機関や自治体との良好なコミュニケーション

・保安検査官の原子力施設へのフリーアクセス環境の維持
・愛媛県、伊方町への原子力関係情報の提供、公開の仕組みの継続実施 など

【主管箇所】 原子力部

【実施時期】 随時実施

3. 品質保証面のデータ・知見の蓄積と活用（原子力部門）

・原子力施設情報公開ライブラリー（ニューシア）への積極的な情報登録の継続実施
・PWR事業者連絡会（JPOG）等における電力各社およびメーカーとの継続的な情報共有化、予防対策検討
・ニューシア情報、不適合情報活用の継続実施

【主管箇所】 原子力部

【実施時期】 随時実施

4. 国の報告書を踏まえた当社の今後の取り組み

- ① 原子力分野

- a. 国から要請のあった事項への対応

・安全協定に基づく正常状態以外の通報事象について、社内外関係箇所への情報連携の継続実施
・原子炉等規制法および電気事業法並びにこれらに係る法令遵守のための保安教育の継続実施
・原子炉主任技術者の独立性の維持 など

- b. 国の報告書に示された事項への対応

・法令遵守体制等の保安規定への明確化や保安の措置のための講ずべき措置の追加など、省令改正を踏まえた適切な対応
・保安検査官による運転データなどの監視や保安活動全般に係る情報の確認方法など、検査制度運用改善PTの検討結果を踏まえた適切な対応 など

- ② 水力・火力分野

- a. 国から要請のあった事項への対応

・電気事業法・河川法およびこれらに係る法令や技術に係る保安教育の継続実施
・社内部門間の情報共有の徹底、他社間との情報共有や他産業からの情報入手とそれらの活用など、安全確保に向けた対応能力の強化

- b. 国の報告書に示された事項への対応

・電気事業法に基づく保安規程の記載内容の充実や電気主任技術者の役割強化など、省令改正を踏まえた適切な対応
・火力・水力に係る規制や技術基準等の見直しを踏まえた適切な対応
・保安規程等の遵守や保安活動を外部評価する仕組みの検討など、国の検討結果を踏まえた適切な対応 など

5. 具体的な行動計画の確認と評価

本行動計画の内容については、各項目の実施状況ならびに実効性を、各主管箇所が中心になって各項目に応じた適切な時期に確認・評価を実施する。さらに、毎年度、弁護士等の第三者を加えたCSR推進会議において全体評価を行ったうえ、その結果を当社のホームページに開示することにより、業務品質のさらなる向上につなげていく。

当社発電設備に係る点検・調査結果を踏まえた
今後の具体的な行動計画

平成19年5月21日

四国電力株式会社

－ 目 次 －

I	行動計画の位置付け	1
II	具体的な行動計画		
II - 1	実施項目一覧	1
II - 2	実施項目毎の具体的な行動計画表	2
II - 3	国の報告書を踏まえた当社の今後の取り組み	1 3
II - 4	具体的な行動計画の確認と評価	1 6

I 行動計画の位置付け

当社は、平成18年11月30日、経済産業省から水力、火力、原子力の各発電設備における手続き不備やデータ改ざん等がないか、点検を行うよう指示を受け、平成19年3月30日、点検・調査結果をとりまとめた報告書を提出した。

また、これらの点検・調査結果などをもとに、今後の具体的な取り組みについてとりまとめ、同年4月6日に「当社発電設備に係る点検・調査結果を踏まえた今後の取り組みについて」を提出した。

本報告書は、4月6日に提出した報告内容に関し、具体的な行動計画を定め報告を行うようにとの指示（平成19・04・18原第42号）を受け、実施事項の内容やスケジュール等を明確にし、とりまとめたものである。

II 具体的な行動計画

II-1 実施項目一覧

No	行動計画	実施項目
1-1	コンプライアンス意識の一層の定着・浸透	「よんでんグループ行動憲章」、「四国電力コンプライアンスガイドライン」等の周知徹底による、法令の遵守および企業倫理の徹底を基本とした事業運営の継続
1-2		常設委員会等における継続的対応
1-3		従業員に対する法令遵守および企業倫理徹底など社会的責任の遂行の要請
1-4		コンプライアンスに関する教育・研修等の一層の充実
1-5		グループ大でのコンプライアンスの推進
1-6		電力中央研究所等による原子力安全文化にかかる組織風土評価の継続実施
2-1	「風通しの良い」コミュニケーションの仕組み作り	対話機会の充実
2-2		法務・コンプライアンスに係るサポートの徹底等
2-3		規制機関や自治体との良好なコミュニケーション（原子力部門）
3	品質保証面のデータ・知見の蓄積と活用（原子力部門）	

Ⅱ－２ 実施項目毎の具体的な行動計画表

N o	1－1		
行動計画	コンプライアンス意識の一層の定着・浸透		
実施項目	「よんでんグループ行動憲章」、「四国電力コンプライアンスガイドライン」等の周知徹底による、法令の遵守および企業倫理の徹底を基本とした事業運営の継続		
主管箇所	経営企画部、総務部		
<p><u>具体的実施内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全従業員に対する、「よんでんグループ行動憲章」、「四国電力コンプライアンスガイドライン」の周知徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営層や、CSR推進会議・コンプライアンス推進委員会の事務局等による発電所・支店等の巡回や、階層別集合教育における従業員への直接周知のほか、CSRレポート（7月発行予定）、社内新聞やイントラネット等への掲載など、あらゆる機会を捉え、「よんでんグループ行動憲章」および「四国電力コンプライアンスガイドライン」を周知徹底することにより、コンプライアンスの重要性に対する一人ひとりの意識の向上を図る。 ○ 幹部・管理職に対する「電気事業連合会行動指針」の周知徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹部・管理職に対しては、上記に加え、「電気事業連合会行動指針」を周知徹底することにより、電気事業者としての使命と責任についての認識を、より一層深めさせる。また、幹部・管理職各自がそれぞれの職場において、部下との対話を通じて、その認識を組織の末端にまで浸透させる。 			
スケジュール			
実施事項	平成19年度		平成20年度以降
よんでんグループ行動憲章、四国電力コンプライアンスガイドラインの周知徹底<継続実施>	◇	◇	確認・評価 ※ (継続)
	経営層の巡回 (4～6月)	CSRレポート (7月発行)	
幹部・管理職に対する「電気事業連合会行動指針」の周知徹底<継続実施>			(継続)

※ 各主管箇所が中心になって確認・評価を実施したうえで、毎年度、弁護士等の第三者を加えたCSR推進会議において評価を実施する。（次頁以降も同様）

N o	1-2
行動計画	コンプライアンス意識の一層の定着・浸透
実施項目	常設委員会等における継続的対応
主管箇所	経営企画部、総務部

具体的実施内容

- 常設のCSR推進会議、コンプライアンス推進委員会において、適宜、社外有識者を加え、コンプライアンス定着・浸透のあり方等につき検討
 - ・ 常設のCSR推進会議、コンプライアンス推進委員会を定期的に行い、不適切な事象を発生させないための施策やコンプライアンス意識のより一層の定着・浸透のための施策等を審議する。また、既に実施している施策の効果を検証することにより、法令遵守および企業倫理の徹底を継続・強化していく。なお、この審議や検証に当たっては、適宜、社外有識者を加えることにより、客観的かつ専門的な視点と透明性の確保を図る。
- コンプライアンス相談窓口等を活用した調査の継続および問題のおそれのある事案が発見された場合の適切な対応の実施
 - ・ 発電部門等における聞き取り調査の終了後も、問題のおそれのある事案に気づいた従業員が、それぞれの部門の責任者にすみやかに報告を行える体制を継続するとともに、匿名での相談や通報も受け付ける常設のコンプライアンス相談窓口を活用できる旨を周知徹底することにより、問題のおそれのある事案を発見しやすい体制を継続する。

なお、本年4月1日付の社内新聞（全従業員およびOBに配布）に、今後もコンプライアンス相談窓口等で問題のおそれのある事案についての報告を受け付ける旨等を掲載することにより、全従業員およびOBに対し、今後の継続的対応を周知した。

- ・ 問題のおそれのある事案が発見された場合には、すみやかに経営層に報告するとともに、事案に応じた適切な対応を講じる。

スケジュール

実施事項	平成19年度				確認・評価※	平成20年度以降
	◇	◇	◇	◇		(継続)
CSR推進会議、コンプライアンス推進委員会でのコンプライアンス定着・浸透のあり方等の検討 ＜継続実施＞	CSR推進会議 (5月)	コンプライアンス 推進委員会 (7月)	同左 (12月)	同左 (3月)	確認・評価※	(継続)
調査の継続および問題のおそれのある事案が発見された場合の適切な対応 ＜継続実施＞	◇	社内新聞への掲載 (4月)	◇	事務局による周知 (10～11月)		(継続)

N o	1-3
行動計画	コンプライアンス意識の一層の定着・浸透
実施項目	従業員に対する法令遵守および企業倫理徹底など社会的責任の遂行の要請
主管箇所	経営企画部、総務部

具体的実施内容

- 全従業員に対し、今回の点検・調査結果とそれらを踏まえた「社長メッセージ」の発信<H19. 3. 30>
 - ・ 全従業員に対して、今回の点検・調査結果を周知するとともに、それを踏まえた「社長メッセージ」を発信することにより、安全を第一とする企業風土こそが当社の事業運営の根幹をなすものであり、従業員一人ひとりがそれぞれの職場で日々の業務を誠実かつ確実に遂行することが当社にとっていかに重要であるかを強く意識付けた。
- 経営幹部会議において、幹部に対し、コンプライアンスの推進については、経営幹部・管理職の意識・役割が重要であることから、法令の遵守および企業倫理の徹底などについて、引き続き部下を指導するよう指示 <H19. 3. 26>
 - ・ 本年3月26日に開催した経営幹部会議において、幹部層に対し、コンプライアンスの推進における幹部層と管理職の役割の重要性を説明の上で、各自がそれぞれの職場で、部下に対して、コンプライアンスの重要性を今後も引き続き指導するよう指示することにより、全社的なコンプライアンス意識のさらなる向上を図った。また、このような幹部層へのコンプライアンス推進の意識付けは、今後も、機会を捉えて継続的に実施していく。
- 社内新聞への掲載（全従業員およびOBに配布） <H19. 4. 1>
 - ・ 全従業員およびOBに配付している社内新聞に、今回の点検・調査に係る経緯と結果、今後とも、コンプライアンスの徹底が重要である旨等を掲載することにより、従業員への一層の意識付けを行った。

スケジュール

実施事項	平成19年度		平成20年度以降
「社長メッセージ」の発信 <新規実施>	◇ (3月)		
幹部に対する指示 <継続実施>	◇ 経営層による 指示 (3月)	◇ コンプライアンス 推進委員会 (7月)	確認・評価 ※ (継続)
社内新聞への掲載 <新規実施>	◇ (4月)		

N o	1-4
行動計画	コンプライアンス意識の一層の定着・浸透
実施項目	コンプライアンスに関する教育・研修等の一層の充実
主管箇所	経営企画部、原子力部、総務部

具体的実施内容

- 遠隔教育システム（eラーニング）を使った事例研修の継続実施
 - ・ 従来から全従業員を対象に実施しているeラーニングを活用したコンプライアンス事例研修を今後も継続することにより、常に強いコンプライアンス意識を持って日々の業務を遂行できるよう、従業員一人ひとりの意識の向上を図る。
 - ・ 原子力部門においては、日本原子力技術協会が所有するeラーニングを活用した安全文化醸成に係る教育を実施する。
- 新入社員・新任管理者教育におけるコンプライアンス教育の実施
 - ・ 新入社員や新任管理者を対象とした集合教育において、当社にとってのコンプライアンスの意義と重要性、一人ひとりがそれぞれの役割において取るべき行動等について、詳細かつ具体的に教育することにより、各自が強いコンプライアンス意識を持って新たな役割を担えるよう、意識付けを図る。
- 各職場におけるコンプライアンス周知会、研修会等の実施
 - ・ 経営層や、CSR推進会議・コンプライアンス推進委員会の事務局等が発電所・支店等を巡回し、コンプライアンスの推進に関する重要事項の周知を行う。また、社外有識者等を講師とした研修会等を実施することにより、全社的に、コンプライアンスに関する知識と意識を高める。

スケジュール

実施事項	平成19年度	平成20年度以降
全従業員対象のeラーニングを活用した教育 ＜継続実施＞	◇	確認・評価※ (継続)
	事例研修 (4～5月)	
日本原子力技術協会が所有するeラーニングを活用した教育 ＜新規実施＞	◇	確認・評価※ (継続)
	(4～5月)	
新入社員・新任管理者教育 ＜継続実施＞	◇	確認・評価※ (継続)
	新入社員・新任管理者教育(4～5月)	
周知会・研修会等 ＜継続実施＞	◇	確認・評価※ (継続)
	経営層による周知会(4～6月) 社外有識者による研修会(5月)	

N o	1-5
行 動 計 画	コンプライアンス意識の一層の定着・浸透
実 施 項 目	グループ大でのコンプライアンスの推進
主 管 箇 所	総務部

具体的実施内容

- 「よんでんグループコンプライアンス推進協議会」を中心に、グループ大でのコンプライアンスを推進
 - ・ 当社および関係会社各社のコンプライアンス推進責任者により組織している「よんでんグループコンプライアンス推進協議会」を中心として、当社において実施する施策等のグループ大での展開を図るなど、グループ一体となったコンプライアンスの推進に積極的に取り組む。
 - ・ 特に、コンプライアンス教育においては、eラーニングを活用したコンプライアンス事例研修をグループ大で実施するとともに、グループ大で一貫したコンプライアンス意識を共有できるよう、関係会社各社の管理者を対象とした集合教育において、当社からコンプライアンス研修を行う。

スケジュール

実施事項	平成19年度			平成20年度以降
グループ大での 推進 ＜継続実施＞	◇	◇	◇	(継続)
	協議会・ 管理者教育 (5月)	事例研修 (6～7月)	協議会 (10月)	

N o	1-6
行 動 計 画	コンプライアンス意識の一層の定着・浸透
実 施 項 目	電力中央研究所等による原子力安全文化にかかる組織風土評価の継続実施
主 管 箇 所	原子力部

具体的実施内容

- 安全文化（安全に関する意識・行動、職場の組織風土、組織の安全管理）を総合的に診断し、それらに対して実効性のある向上対策を図っていくため、継続的に意識調査（伊方発電所安全診断）を実施するとともに、診断結果に基づいた必要な対策を行う。

スケジュール

実施事項	平成19年度	平成20年度以降
発電所安全診断 ＜継続実施＞	◇	(継続)
	7～10月	※

N o	2-1
行 動 計 画	「風通しの良い」コミュニケーションの仕組み作り
実 施 項 目	対話機会の充実
主 管 箇 所	経営企画部、水力部、火力部、原子力部

具体的実施内容

- 経営層や発電所・支店幹部と従業員との対話・懇談のさらなる充実により、風通しの良い職場風土づくりを徹底
 - ・ 従来から、経営トップ、部門トップ、発電所・支店幹部と従業員との間でフリーディスカッションを行ってきたほか、スポーツ活動や文化祭等の職場レクリエーション等、様々な機会を使って、明るく、風通しの良い職場作りに努めているが、今後はこれらの活動をさらに活性化させる。
 - ・ 特に、今回の対応を踏まえ、速やかに、伊方発電所、火力発電所（4発電所）、支店（8支店）に経営層が訪問し、従業員との対話活動を実施する。
[4～6月に実施し、その後も継続して実施]

- 定期的なグループディスカッション等を通じた業務上の悩み等を軽減するための対話機会の充実
 - ・ 各職場における職場研修会等の充実を図るとともに、原子力部門においては、以下の取り組みに努める。
 - > 発電所フォーラム（伊方発電所構内の四国電力および関係会社の発電所幹部を含む全従業員の懇談会）を継続的に実施し、四電グループ一体となった職場風土の醸成と良好なコミュニケーションの維持に努める。
 - > 伊方ネット21活動（伊方発電所構内で働く四国電力と全協力会社の従業員による安全意識高揚活動）を継続的に実施し、安全文化・一体感の醸成と良好なコミュニケーションの維持に努める。

- 不適切事案が確実に報告されるような「言い出す仕組み・環境」の徹底
 - ・ トラブル情報を経営層まで報告する仕組みや、本店と各発電所、本店と支店間でのトラブル情報の共有化を継続実施するとともに、水力・火力および原子力の各部門においては、以下の取り組みに努める。
 - > 水力・火力部門では、不適切事案を見出した場合に、部門のトップに確実に報告できるよう、それぞれに報告専用の窓口を明確化する。
 - > 原子力部門では、保安検査官へのフリーアクセス環境の提供や安全協定に基づく原子力関係情報の公開などの継続実施により、言い出す仕組み・環境を維持する。

N o	2-1			
行 動 計 画	「風通しの良い」コミュニケーションの仕組み作り			
実 施 項 目	対話機会の充実			
主 管 箇 所	経営企画部、水力部、火力部、原子力部			
スケジュール				
実施事項	平成19年度		平成20年度以降	
経営層による発電所・支店巡回 <新規実施> 発電所フォーラム 伊方ネット21活動 <継続実施> 「言い出す仕組み・環境」の徹底 <継続実施>	◇		(継続)	
	4~6月		確認・評価 ※	(継続)
				(継続)

N o	2-2
行動計画	「風通しの良い」 コミュニケーションの仕組み作り
実施項目	法務・コンプライアンスに係るサポートの徹底等
主管箇所	経営企画部、水力部、火力部、原子力部、総務部

具体的実施内容

- 第一線職場への法令・社内規程の解釈等のサポートを徹底
 - ・ 本店主管部がそれぞれの分野に係る法令や社内規程の解釈等を現場事業所に適宜・適切に周知徹底するとともに、本店と現場事業場間の緊密なコミュニケーションを通じ、事業場ごとに異なる解釈により業務処理が行われることを防ぐなど、全社大でより適切な業務遂行の実施を目指す。

- 内部通報制度の活用など問題事例を掘り起こし解決するための仕組みのさらなる活用促進
 - ・ 以下のような機会を捉え、問題のおそれのある事案を発見したときは、コンプライアンス相談窓口等を活用して、すみやかに報告を行うよう呼び掛けるなど、問題事例の解決に向けての第一歩となる問題の掘り起こしが徹底して行われるよう、積極的に取り組む。
 - > 経営層、CSR推進会議およびコンプライアンス推進委員会の事務局等による発電所・支店等の巡回や階層別集合教育
 - > イン트라ネットや社内新聞等への掲載 など

スケジュール

実施事項	平成19年度		平成20年度以降
第一線職場へのサポート <継続実施>			(継続)
問題事例掘り起こし 解決のための仕組みの活用促進 <継続実施>	◇ ◇	◇	(継続)
	社内新聞への掲載 (4月)	経営層による周知 (4~6月)	事務局による周知 (10~11月)
			確認・評価 ※

N o	2-3
行動計画	「風通しの良い」コミュニケーションの仕組み作り
実施項目	規制機関や自治体との良好なコミュニケーション(原子力部門)
主管箇所	原子力部

具体的実施内容

- 保安検査官の原子力施設へのフリーアクセスの維持
 - ・ 伊方発電所において、保安検査官が当社の同行者を伴うことなく原子炉施設の安全性を確認できるよう、原子力施設へのフリーアクセスに引き続き協力するとともに、保安検査官への要望資料などの提供を継続的に実施することにより、保安検査官との良好なコミュニケーションの維持に努める。

- 原子力関係情報の積極的な公開
 - ・ 安全協定に基づく愛媛県、伊方町への原子力関係情報の提供、公開の仕組みなど、積極的な情報公開を継続的に実施し、地元自治体との良好なコミュニケーション・信頼関係の維持に努める。

スケジュール

実施事項	平成19年度	平成20年度以降
フリーアクセスの維持、原子力関係情報の積極的な公開<継続実施>		(継続)
		確認・評価※

N o	3
行 動 計 画	品質保証面のデータ・知見の蓄積と活用（原子力部門）
実 施 項 目	電力各社およびメーカーとの一層の情報共有
主 管 箇 所	原子力部

具体的実施内容

原子力部門では、電力大の取り組みとして、一層の電力会社間やメーカーとの間の情報共有に努めるとともに、伊方発電所においては、これら情報を今後も継続して活用していく。

- 原子力施設情報公開ライブラリー（ニューシア）への積極的な情報登録
 - ・ 法令上報告等を行うことが求められている事象はもとより、安全協定に基づき報告した事項など軽微な事象も含め、今後もニューシアへの登録を積極的に推進する。
 - ・ 日本原子力技術協会と連携し、ニューシアの保全品質情報の登録基準として、新たに「作業・操作により、設計・運用上考慮されないような重大な影響が発生する可能性があった時」を追加し、この基準に基づき登録を実施する。
- 電力会社およびメーカーとの情報共有
 - ・ PWR事業者連絡会（JPOG）等において、PWR電力およびメーカーでトラブル情報などを共有化し、これに基づく予防対策の検討を関係者一体となって今後も継続的に実施する。
- ニューシア情報、不適合情報の活用
 - ・ 伊方発電所においては、ニューシア情報（他社でのトラブル情報）や発電所で発生した不適合情報を当社グループ会社等で共有化し、グループ一体となって予防処置の検討を行っているが、今後もこれら情報をグループ会社等も含めて積極的に活用し、不適合発生未然防止に努める。

スケジュール

実施事項	平成19年度	平成20年度以降
ニューシアへの積極的な情報登録 ＜継続実施＞		（継続）
	△ 6月より新たな基準を追加	
電力会社及びメーカーとの情報共有 ＜継続実施＞		（継続）
		※
ニューシア情報、不適合情報の活用 ＜継続実施＞		（継続）

Ⅱ－3 国の報告書^(注1)を踏まえた今後の取り組み

(1) 原子力分野

a. 国から要請^(注2)のあった事項

国の報告書および国の行動計画^(注3)に示された事項のうち、国から要請のあった以下の事項については、必要事項を社内規定等に定め適切に実施しており、今後も継続して実施する。

要請文 No	報告書 No	要請事項	具体的実施内容
(1)	(10)	国に対する報告を行うべき事象又はこれと同様に重大な事態が発生した場合において、経営責任者に対する適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強化すること	安全協定に基づく正常状態以外の通報事象は、社内規定に基づき経営責任者（社長）まで報告し、必要に応じ指導を受ける体制としている
(2)	(10)	原子炉等規制法および電気事業法並びにこれらに係る法令を遵守するため保安教育を徹底すること	保安教育において適切に実施している
(3)	(8)	警報等印字記録（警報タイプライタの記録）を適切に保存すること	警報タイプライタの記録を適切に保存するようマニュアルを変更した
(4)	(9)	原子力保安検査官が事業者の同伴を伴うことなく、原子炉施設の安全性を確認できるように、原子炉施設へのフリーアクセスに協力すること	No 2-3「規制機関や自治体との良好なコミュニケーション」に記載のとおり実施している
(5)	(12)	原子炉主任技術者がその保安の監督に係る責任を十分に果たすことができるようにするため、原子炉主任技術者が保安のためにする指示に従うことを確実にすることを含め、人事面、組織面から、原子炉主任技術者の独立性が担保される体制とすること	原子炉主任技術者（代行者は除く）は、社内規定において職位として定め専任化し、独立性を担保している
(6)	(14)	原子力発電施設に対する保安検査結果の報道機関等への説明時期に、事故・トラブル等の状況、安全確保・安全向上に対する取り組み状況等について報道機関等に対し説明すること	愛媛県が定めた「伊方原子力発電所異常時通報連絡公表要領」に基づく公表（発生の都度又は毎月1回）に併せ、従来どおり公表を行う

注1：発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について

（平成19年4月20日 原子力安全・保安院）

注2：発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について（注意喚起及び指示）

（平成19年4月20日 経済産業大臣→社長）

注3：発電設備の総点検に係る今後の対応30項目の具体化のための行動計画

（平成19年5月7日 原子力安全・保安院）

要請文 No	報告書 No	要請事項	具体的実施内容
(7)	(17)	原子力施設情報公開ライブラリー（NUCIA）への登録を積極的に推進するとともに、その際、メーカーと情報共有を協力して行うこと	No 3の「電力各社およびメーカーとの一層の情報共有および活用」に記載のとおり実施している
(8)	(18)	運転上の制限の逸脱が発生した場合には国に対し通報を行うこと	安全協定に基づき正常状態以外は通報を実施している

b. 国の報告書に示された事項

国の報告書に示された以下の事項については、国の行動計画に基づく今後の「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（省令）」の改正および国・原子力安全基盤機構・電気事業連合会で構成する「検査制度運用改善PT」での検討結果を踏まえ、適切に対応する。

報告書 No	国の行動計画	備考
(8)	警報等印字記録（警報タイプライタの記録）の内容を現地の原子力保安検査官事務所で監視できるようにする	運用改善PT※1
(8)	警報等印字記録（警報タイプライタの記録）の保存を義務化	省令改正 ※2
(10)	法令遵守体制等の保安規定への明確化	
(11)	保安の措置のために講ずべき措置の追加	
(12)	原子炉主任技術者の独立性が担保された体制を整備するため保安規定記載事項の追加	
(13)	制御棒引き抜け等の報告義務化	
(18)	検査制度見直しの一部先行実施	
(19)	運転データ情報の原子力保安検査官事務所への伝送	運用改善PT※1
(20)	保安活動全般に係る情報に対する原子力保安検査官の確認方法等の検討	

※1 本年5月中旬頃に検討が開始される「検査制度運用改善PT」での検討結果を踏まえ対応

※2 本年9月目途の省令改正を踏まえ対応

(2) 水力・火力分野

a. 国から要請のあった事項

国の報告書および国の行動計画に示された事項のうち、国から要請のあった以下の事項については、社内規定等に従いこれまでどおり適切に実施するとともに、他社等との情報共有については、電力大での統一方針を踏まえながら、適切に対応する。

要請文 No	報告書 No	要請事項	具体的実施内容
(1)	(2 3)	電気事業法およびこれに関する法令を遵守するため保安教育を徹底し、法令への抵触が起こらないようにすること	職場研究会等の機会を使って、電気事業法・河川法およびこれに関する法令等や技術に係る、より具体的な保安教育を行い、コンプライアンス意識の一層の定着・浸透を図る
(2)	(2 6)	原子力、水力、火力等の部門間の情報共有を図り、安全確保に向けた対応能力の強化を図ること	部門の管理している「トラブル情報」のうち、他部門でも参考になると思われる事例については、「部門情報交換会」（都度開催）等を通じて、部門間で共有する
(3)	(2 7)	水力、火力における電力会社間の情報共有を進めるとともに、他社、他産業から得られた知見を自社の安全確保に適確に活用する仕組みを構築すること	他社との情報共有については、電力大で統一した方針に従って対応する また、引き続き他産業における情報を入手し、随時、自社への活用を図る

b. 国の報告書に示された事項

国の報告書に示された以下の事項については、国の行動計画の実施状況を踏まえながら、適切に対応する。

報告書 No	国の行動計画	備考
(2 2)	電気事業法に基づく保安規程の記載内容の充実	省令改正 ※1
(2 4)	電気主任技術者の役割の強化	
(2 5)	火力、水力分野に係る規格基準の見直し	規制・基準見直し ※2
(2 8)	保安規程等を遵守する仕組みの検討	国における検討結果等を踏まえ対応
(2 9)	保安活動を外部評価する仕組みの検討	
(3 0)	水力、火力分野に係る申告処理の充実強化	

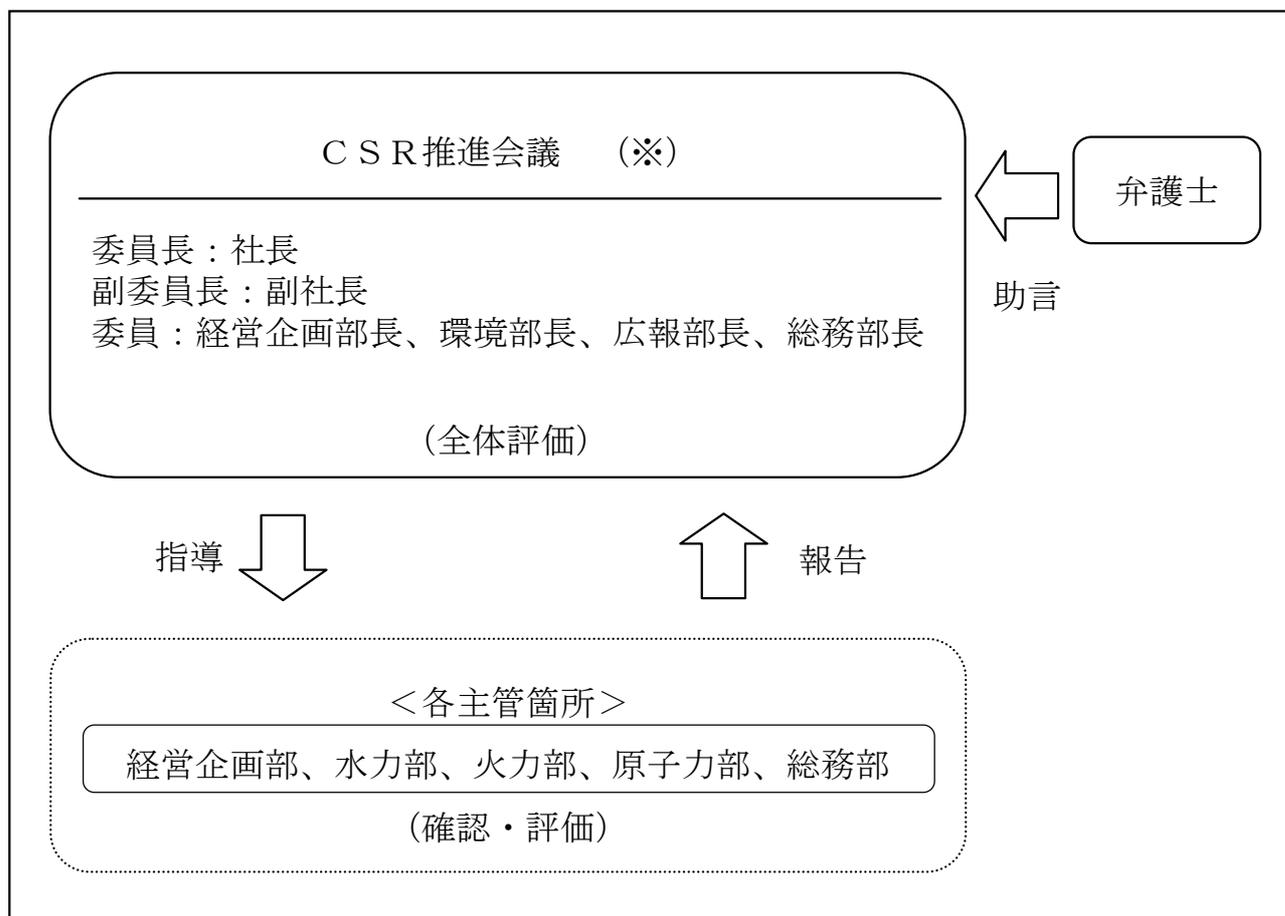
※1 本年9月目途の省令改正を踏まえ対応

※2 本年12月中目途の見直し等を踏まえ対応

Ⅱ－４ 具体的な行動計画の確認と評価

本行動計画の内容については、各項目の実施状況ならびに実効性を、各主管箇所が中心になって各項目に応じた適切な時期に確認・評価を実施する。さらに、毎年度、弁護士等の第三者を加えたCSR推進会議において全体評価を行ったうえ、その結果を当社のホームページに開示することにより、業務品質のさらなる向上につなげていく。

<参考> 「行動計画」の確認・評価のための体制



(※) CSR活動に係る諸活動を全社的な視点から統括し推進するため、18年3月に発足

以上